

評価料金

(評価料金算定用床面積)

・設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の評価料金算定用の床面積は、住宅部分の床面積とする。住宅以外の用途に供する部分がある場合は当該部分の面積の1/2を、共同住宅等で、評価しない住戸がある場合は評価対象外住戸の面積の1/2をそれぞれ減じるものとする。

(住宅性能評価の評価料金)

住宅性能評価の評価料金の額は、申請一件につき、下表に掲げるとおりとする。

	床面積 の合計	評価料金 (消費税含む)				単位：円
		設計評価		建設評価		建設評価の追加 検査1回につき
		一般	型式認定製造者認証	一般	型式認定製造者認証	
戸建	200㎡以下	44,000	33,000	88,000	77,000	11,000
住宅	200㎡超	66,000	55,000	154,000	132,000	22,000
共同 住宅	500㎡以下	M×5,500 +33,000	M×5,500 +44,000	M×5,500 +N×33,000		22,000
	500㎡超 1,000㎡以下	M×5,500 +99,000	M×5,500 +110,000	M×5,500 +N×55,000		33,000
	1,000㎡超	M×5,500 +132,000	M×5,500 +165,000	M×5,500 +N×110,000		44,000
	M：共同住宅の総戸数 (評価対象戸数)		N：検査回数 (予定)			

※ 建設評価の場合には上記評価料金の中に住宅紛争処理支援センターへ支払う負担金は含まない。

※ 料金表に記載のないものは申請窓口にて相談の上、個別で決定するものとする。

(変更申請の場合の評価料金)

・変更申請の場合の評価料金は、原則として変更部分の床面積について上記の規定を準用する。ただし、研究所で評価を行ったものについては、評価料金算定用床面積を1/2とみなして算定する。